計画作成年度	令和５年度
計画変更年度	令和６年度
計画主体	長柄町

長柄町鳥獣被害防止計画

〈連絡先〉
担当部署名　長柄町役場産業振興課
所在地　千葉県長生郡長柄町桜谷 712 番地
電話番号　0475－35－4447
ＦＡＸ番号　0475－35－4743
メールアドレス　nousei@town.nagara.chiba.jp

１．対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、ハクビシン、アライグマ、キョン、ニホンジカ
計画期間	令和６年度～令和８年度
対象地域	千葉県長生郡長柄町

２．鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

（１）被害の状況(令和４年度)

鳥獣の種類	被害の現状	
	品　　目	被害数値
イノシシ	稲・イモ類・豆類	２，０２０千円　３０６ａ
ハクビシン	－	－千円　　－ａ
アライグマ	－	－千円　　－ａ
キョン	－	－千円　　－ａ
ニホンジカ	特用林産物（筍）	９０千円　　３５ａ

（２）被害の傾向

・イノシシについては、年間を通して農作物被害及び掘り起し被害を発生させている。被害区域は町全域に及び、８月から９月にかけて水稲、７月から１１月にかけてはイモ類や豆類、３月から５月にかけては筍が被害を受けている。
また、掘り起しによる畦畔及び法面、住宅地への生活被害も発生している。
捕獲個体数は、令和２年度の捕獲数が過去最大となり、令和３年度には一時的に減少したが令和４年度については令和２年度に並ぶ程増加し、令和５年度については令和２年度よりも増加傾向が推測される。何らかの要因で捕獲個体数は増減するものの、捕獲数が増加しているにも関わらず被害面積が減少していないことから、生息数については増加傾向であると考えられる。

・ハクビシンについては、被害区域は町全域に及び、４月～９月に果樹が被害を受けており被害金額・被害面積を計上するまでには至らないが増加傾向にある。
また、民家や空き家等に住み着いていることが多い。

・アライグマについては、被害金額・被害面積を計上するまでには至らなかったが、町全域で目撃情報があり、捕獲個体数が増加傾向であるため、今後の被害の発生が見込まれる。

・キョンについては、現時点においては、農作物の被害等の報告は受けていないが、隣接市町村で被害が発生しており、本町でも捕獲が確認されたことから今後被害の発生が想定される。

・ニホンジカについては、現在筍等の特用林産物の被害が増加しており、１年に２～３頭ほどの捕獲実績があるため、今後生息数の増加及び被害の発生が想定される。

（３）被害の軽減目標

指　　標		現状値(令和４年度)	目標値(令和８年度)
被害金額、被害面積	イノシシ	２，０２０千円 ３０６ａ	１，４１４千円 ２１０ａ
	ハクビシン	－千円　　－ａ	０千円　　０ａ
	アライグマ	－千円　　－ａ	０千円　　０ａ
	キョン	－千円　　－ａ	０千円　　０ａ
	ニホンジカ	９０千円 ３５ａ	６３千円 ２５ａ

（４）従来講じてきた被害防止計画

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	イノシシについては、従事者による箱わなの設置及び猟友会による銃器での駆除を実施している。 捕獲機材の整備状況（大型箱わな） 令和３年度　９０基 令和４年度　１００基 令和５年度　１１５基	従事者の高齢化が進む中で、若い従事者の確保と継続的な駆除の実施。 生息域の拡大に伴い、捕獲要望が増加してきている。このことから、従事者不足が懸念される。
	ハクビシン・アライグマについては、箱わなによる駆除を実施している。 捕獲機材の整備状況（小型箱わな） 令和３年度　１２５基 令和４年度　１５０基 令和５年度　１７０基	被害が集中する期間の箱わな不足。
防護策の設置に関する取組	防護柵の設置を集落単位で実施してきた。（管理は集落）	集落単位の対策を講じてもらうようお願いをしているため、防護柵を新規で設置すると、隣接している防護柵未設置の集落に農作物被害が集中する場合がある。

（５）今後の方針

捕獲による有害獣の個体数の減少、防護柵等による農作物の防護、耕作放棄地の解消、里山の適切な管理、地域住民の意識改革など総合的に取り組む。

捕獲については、箱わな等を国・県補助事業や町協議会で購入し、併せて電気柵の設置

している集落に重点的に設置し捕獲を強化する。 また、イノシシについては、町鳥獣被害対策実施隊による町内の見回りや、技術指導等野生獣の生息域に関する状況も調査していく。 農業者等に対しては、広報等で狩猟免許試験等を周知し、狩猟免許取得を推進する。 防護については、国・県補助事業等を活用しながら効率的な設置、適正な管理を行っていく。 高齢化に伴う捕獲従事者に対しての負担軽減策を検討していく。 防護柵については電気柵を重点的に設置していたが、メッシュフェンス等を用いた広域柵（生息域の山際を囲う柵）の設置も検討していく。

3．対象鳥獣の捕獲等に関する事項

（1）対象鳥獣の捕獲体制

・イノシシについては、猟友会による銃器を使用した一斉捕獲及び捕獲従事者による箱わな等での捕獲を実施する。 ・アライグマ・ハクビシンについては、捕獲従事者による箱わなでの捕獲を実施する。 ・キョン・ニホンジカについては、猟友会による銃器を使用した一斉捕獲及び捕獲従事者による箱わな等での捕獲を実施する。

（2）その他捕獲に関する取組

年　度	対象鳥獣	取組内容
令和６年度	イノシシ・ハクビシン・アライグマ・キョン・ニホンジカ	狩猟免許取得の推進・技術研修等での捕獲率の向上 箱わなの増設
令和７年度	イノシシ・ハクビシン・アライグマ・キョン・ニホンジカ	狩猟免許取得の推進・技術研修等での捕獲率の向上 箱わなの増設
令和８年度	イノシシ・ハクビシン・アライグマ・キョン・ニホンジカ	狩猟免許取得の推進・技術研修等での捕獲率の向上 箱わなの増設

（3）対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画頭数等の設定の考え方
住民からの目撃情報、生活環境及び農作物の被害状況から、捕獲要請のあった箇所を中心に箱わなを設置し、捕獲を実施する。 ・イノシシについては、千葉県第二種特定鳥獣管理計画（イノシシ）に基づき、積極的に捕獲を推進する。 ・ハクビシンについては、近年の捕獲実績に基づき、実施する。

・アライグマについては、千葉県アライグマ防除実施計画に基づき、積極的に捕獲を推進する。 ・キョンについては、千葉県キョン防除実施計画に基づき、積極的に捕獲を推進する。 ・ニホンジカについては、千葉県第二種特定鳥獣管理計画（ニホンジカ）に基づき、積極的に捕獲を推進する。

対象鳥獣	捕獲計画頭数		
	令和６年度	令和７年度	令和８年度
イノシシ	１５００	１５００	１５００
ハクビシン	１００	１００	１００
アライグマ	９００	９００	９００
キョン	５０	５０	５０
ニホンジカ	５０	５０	５０

捕獲等の取組内容
・捕獲従事者が、長柄町内全域に箱わな等を設置し、捕獲許可を得た対象鳥獣について捕獲する。

（４）許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
対象地域の決定まで至ってない。	被害状況の推移を確認しつつ、許可権限委譲について更に検討を進める。

４．防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

（１）侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和６年度	令和７年度	令和８年度
イノシシ・ハクビシン・アライグマ･キョン・ニホンジカ	電気柵　３段　８，４００ｍ	被害状況により、検討する。	被害状況により、検討する。

（２）その他被害防止に関する取組

対象鳥獣	取組内容
	令和６年度～令和８年度
イノシシ・ハクビシン・アライグマ・キョン・ニホンジカ	有害鳥獣の増加要因、生息環境を調査及び検討し、農地から遠ざけるため、耕作放棄地解消、林縁部の下草刈り、里山の整備などを推進する。

5．対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

（1） 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
千葉県	指導・助言
千葉県茂原警察署	追い払い・交通整理
長柄町	追い払い・関係機関との連絡調整
長柄町猟友会	追い払い・銃による殺処分（止め刺しに限る）
長柄町有害鳥獣駆除従事者	追い払い

（2） 緊急時の連絡体制

別紙参照

6．被害防止施策の実施体制に関する事項

（1）被害防止対策協議会に関する事項

協議会の名称	長柄町鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
長柄町猟友会	捕獲の実施、情報の収集・提供
鳥獣保護管理員	生息状況に関する情報の収集・提供、共存への指導・助言
水稲営農組合	情報の収集・提供
農林業振興協議会	情報の収集・提供
露地野菜生産組合	情報の取集・提供
地域代表	情報の収集・提供、捕獲の実施
長柄町	施策の立案、情報の収集・提供、対策の推進・指導

（2）関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
千葉県農林水産部農地・農村振興課	被害防止に関する指導・助言・情報提供
千葉県環境生活部自然保護課	捕獲及び被害防止に関する指導・助言・情報提供
長生農業事務所企画振興課	被害防止に関する指導・助言・情報提供
長生地域振興事務所地域環境保全課	有害鳥獣捕獲許可。捕獲及び被害防止に関する

	指導・助言・情報提供
千葉県野生鳥獣対策本部	県関係部局及び関係機関や団体等との連携の推進。情報提供等により地域への取り組み支援
千葉県中南部地域市町村野生鳥獣対策会議	構成市町村との緊密な連携・連絡を図り、被害防止及び捕獲を行うための情報や問題の議論
長生地域野生鳥獣対策会議	有害鳥獣対策に係る関連情報の収集・提供、捕獲・被害防止対策の情報提供及びそれに係わる議論
わかしお農業共済組合	被害情報の提供
三町合同捕獲事業（長生郡市猟友会）	有害鳥獣の捕獲
ＡＬＳＯＫ食肉加工施設	捕獲個体の回収、ジビエ肉利用

（３）鳥獣被害対策実施隊に関する事項

長柄町から委嘱している。長柄町鳥獣被害防止対策協議会の捕獲従事者で構成する。主に箱わなの見回り・指導を行い、事故処理個体の処分等も実施している。

また実施隊とは別に町鳥獣被害対策捕獲隊を設立している。長生郡市猟友会長柄支部の会員で構成する。猟銃を使用した一斉捕獲事業を年間に猟期の前後（１０月に２回、３月に２回）の計４回実施している。

（４）その他被害防止施策の実施体制に関する事項

捕獲及び被害防止対策に関して、町鳥獣被害防止対策協議会と連携し、被害対策について総合的な取り組みを推進していく。

７．捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

・ハクビシン・アライグマ・キョンの処理は、埋設又は長生郡市広域市町村圏組合で焼却処分する。
・イノシシ・ニホンジカの処理は、埋設又は解体して長生郡市広域市町村圏組合で焼却処分する。

８．捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

イノシシについては、ジビエ料理等の食材（ALSOK 食肉加工施設）、又は工芸品等の材料とすることで、地域資源としての有効活用を目指し、解体処理施設等の設置も含めて、各機関との協議を図る。

9．その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

隣接する他市町村及び千葉県との連携を図る。 農業者の被害防止に対する意識の向上。 地域全体での施策への取り組みを図る。

緊 急 時 の 連 絡 体 制 図

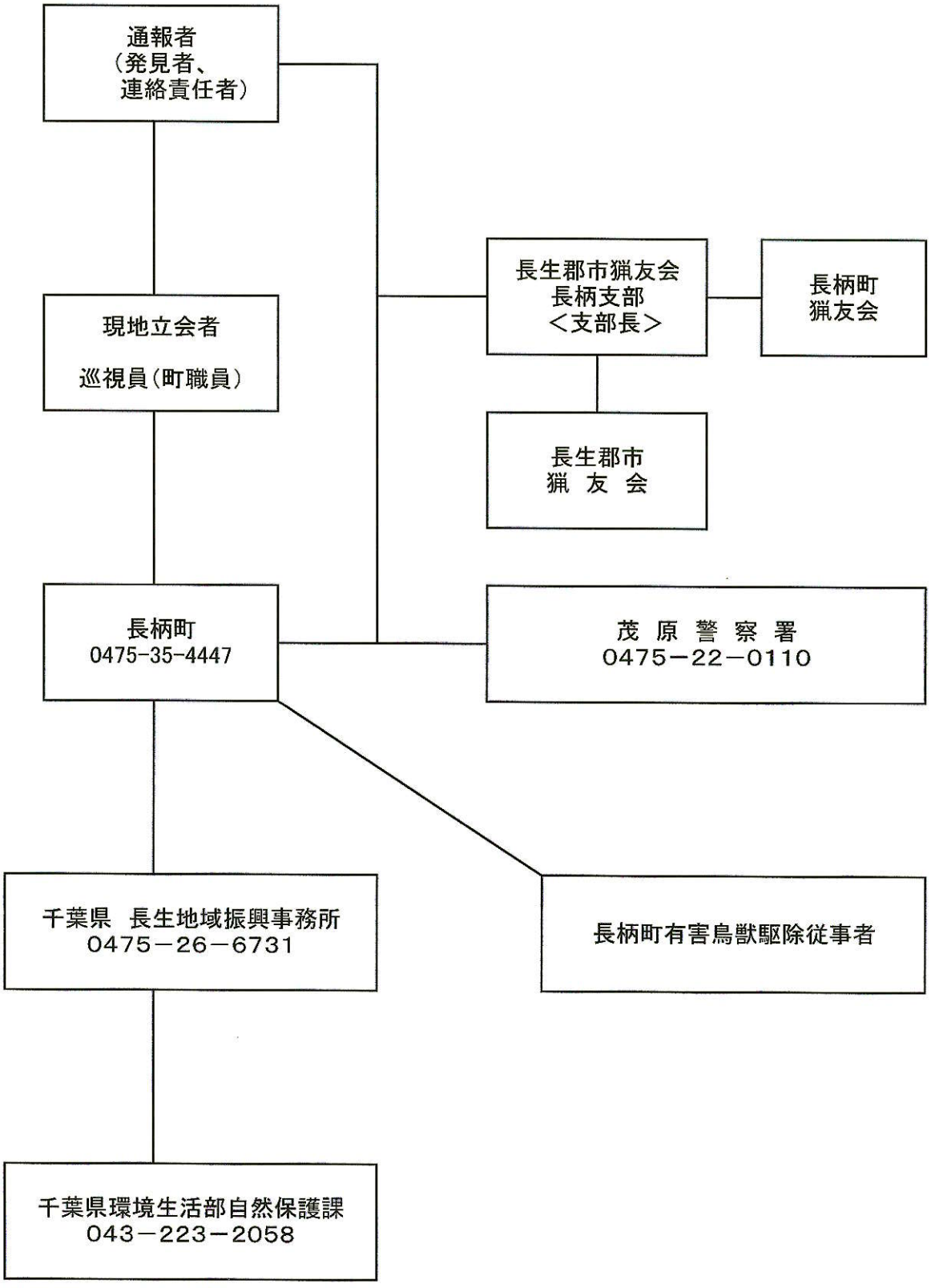
通報者
（発見者、
連絡責任者）
現地立会者
巡視員（町職員）
長柄町
0475-35-4447
千葉県　長生地域振興事務所
0475－26－6731
千葉県環境生活部自然保護課
043－223－2058
長生郡市猟友会
長柄支部
＜支部長＞
長柄町
猟友会
長生郡市
猟　友　会
茂 原 警 察 署
0475－22－0110
長柄町有害鳥獣駆除従事者